

第62号の3様式 その1(第32条の3関係)

公 示 送 達 書						第36-1号
下記の書類は、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。 なお、この書類は、私が保管していますから、いつでもお受け取りください。 令和 8 年 7 月 2 1 日 福岡県久留米県税事務所長						
送達を受けるべき者の住所・氏名	送達する書類の名称	年度	納税通知書番号	納期限	変更納期限督促状等(督促状等の発付期日)	備考
緒方 慎太郎	国税徴収法第54条					
以下余白						

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があつたものとみなされます。